

社会福祉法人 23法人

法人名	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
社会福祉法人 碧風会	一般指導監査	令和7年12月22日	①資産の総額以外の登記事項の変更(理事長の重任を含む)については、変更が生じたときから2週間以内に行ってください。 ②定款は直近の内容のものを公表してください。	①手続きしました。※令和7年12月12日登記。以後、気をつけてまいります。 ②ホームページ最新の定款に更新しました。
社会福祉法人 浦和乳幼児センター	一般指導監査	令和7年12月3日	なし	
社会福祉法人 浦和ぶどうの樹	一般指導監査	令和7年9月30日	①評議員、理事及び監事の一部について、就任承諾書が確認できません。重任(再任)の場合を含め、選任の際は就任承諾書を徴してください。 ②評議員会の日時、場所(決議の省略を行う際は、日時、場所に代わり決議の省略の方法により行う旨)、議案の概要等については、理事会の決議により定めてください。	①令和7年11月28日 就任承諾書を徴求済。 ②令和7年12月6日 評議員会の開催について、理事会にて決議することを確認済。
社会福祉法人 康聖会	一般指導監査	令和8年1月7日	①資産の総額以外の登記事項の変更(理事長の重任を含む)については、変更が生じたときから2週間以内に行ってください。 ②理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わらないようにしてください。	①令和7年7月9日に登記を行っております。監査の時に正確に報告できず申し訳ありませんでした。 ②今後は利害関係を有する理事につきましては、退席の上決議を行う様にいたします。
社会福祉法人 彩光会	一般指導監査	令和8年2月3日	なし	
社会福祉法人 榊会	一般指導監査	令和7年11月28日	①理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得てください。 ②理事会に2回以上続けて欠席した監事が存在しています。出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。	①監事二名の同意を得ることを徹底いたします。 ②監事の連続欠席が生じないよう、出席要請を行い、併せて開催日程の調整に努めます。

社会福祉法人 23 法人

法人名	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
社会福祉法人 桜怜会	一般指導監査	令和8年2月24日	①評議員について、欠格事由や特殊の関係にある者に該当する者が含まれていることが判明しました。速やかに適切な選任を行ってください。 ②評議員会の目的である事項に係る議案の概要については、漏れなく理事会の決議により定めてください。 ③評議員会の招集通知に必要事項が一部記載されておりません。①日時及び場所、②目的、③目的である事項に係る議案の概要を漏れなく記載してください。 ④「重要な役割を担う職員」として定款等に定められている職員の任免については、理事会の決議を経て行ってください。 ⑤理事会に2回以上続けて欠席した理事が存在しています。出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。	①該当者については、令和8年6月までに適切な選任をします。 ②今後漏れがないように適切に記載します。 ③今後漏れがないように適切に記載します。 ④今後理事会の決議を経て選任します。 ⑤2回連続で欠席することがないように、日程などに配慮して運営します。
社会福祉法人 俊江会	一般指導監査	令和7年12月19日	①評議員会の日時、場所（決議の省略を行う際は、日時、場所に代わり決議の省略の方法により行う旨）、議案の概要等については、理事会の決議により定めてください。 ②招集権を有さない者が理事会を招集しています。各理事又は定款や理事会で定めた理事が、理事会を招集してください。（決議の省略の通知を含む） ③理事会の議決を省略した場合には、理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録を、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置いてください。 ④定款に記載された内容に対し、事実が異なっています。（理事長による職務執行状況の理事会への報告回数）	①理事会で漏れなく決議を行います。 ②理事長選定であっても、理事長が招集を行います。 ③書面評決の同意書と意見書を区別の上対応いたしました。 ④定款17条3に「理事長及び業務執行理事は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない」と追記を理事会で提案し、評議員会でも承認を得る予定です。
社会福祉法人 純清会	一般指導監査	令和7年11月17日	①定款に記載された内容に対し事実が異なっていますので、整合性をとってください。（評議員会の開催時期） ②理事及び監事の報酬等の額が定められていません。報酬の有無に関わらず、定款又は評議員会の決議（役員等報酬基準の承認）により定めてください。	①次年度改定に向けて変更いたします。 ②次年度改定に向けて変更いたします。
社会福祉法人 祥和会	一般指導監査	令和7年10月2日	なし	
社会福祉法人 誠心会	一般指導監査	令和7年9月17日	なし	

社会福祉法人 23法人

法人名	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
社会福祉法人 大地会	一般指導監査	令和7年12月17日	①評議員会の時間、開催場所については、理事会の決議により定めてください。 ②理事会に2回以上続けて欠席した理事及び監事が存在しています。出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。 ③理事長については、理事会の決議により選定してください。 ④資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記を行ってください。 ⑤資産の総額以外の登記事項の変更（理事長の重任を含む）については、変更が生じたときから2週間以内に行ってください。 ⑥評議員会及び理事会議事録に記載されていない事項があります。決議された事項については議事録に漏れなく記載してください。（理事及び監事選任に関する事項） ⑦理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合は、監事の過半数の同意を得てください。	①理事会の決議により時間・開催場所を定めていきます。 ②出席を再度求め、日程も配慮し欠席の解消に努めます。 ③理事会の決議により選定します。 ④3ヶ月以内に変更登記致します。 ⑤登記事項の変更が生じた時に2週間以内に行います。 ⑥決議した事項については漏れなく議事録に記載致します。 ⑦理事会の監事の選任に関する議案を評議員会に提出する場合、監事の過半数同意を得ます。
社会福祉法人 藤照会	一般指導監査	令和7年9月16日	理事会に2回以上続けて欠席した理事が存在しています。出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。	出席を強く求めると共に、開催時期の見直しや開催日程のお知らせをより早く行うなど、出席いただけるように改善に努めていきたいと思っています。
社会福祉法人 七子会	一般指導監査	令和8年3月2日	①理事長は、実際に開催された理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしてください。 ②評議員の選任が、定款に定められた方法により行われておりません。全ての評議員（重任（再任）を含む）について、定款に定められた方法（評議員選任・解任委員会）により選任してください。	①以後気をつけて参ります。 ②以後気をつけて参ります。
社会福祉法人 熱心会	一般指導監査	令和7年11月17日	①評議員会での決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員が存在するか否かの確認を行い、確認を行ったことが分かるようにしてください。 ②理事長の選定は、法令及び定款に定める手続により行ってください。 ③評議員会の日時、場所、議案の概要等については、理事会の決議により定めてください。	①以後確認を行ったことが分かるようにします。 ②以後選定は、法令及び定款に定める手続により行います。 ③以後理事会の決議により定められるようにします。

社会福祉法人 23法人

法人名	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
社会福祉法人 春風の村	一般指導監査	令和7年8月22日	①定款に記載されていない基本財産があります。基本財産に追加してください。 ②定款に記載された内容に対し事実が異なっていますので、整合性をとってください。（評議員及び役員の報酬総額に関する定め） ③評議員が当該法人の役員又は職員を兼ねることはできませんので、解消してください。 ④理事会及び評議員会の議事録については、必要事項を全て記載してください。（議事録作成者） ⑤評議員会の招集通知に必要事項が一部記載されておりません。目的である事項に係る議案の概要を漏れなく記載してください。	①基本財産として「認可保育園みその春風園舎」を追加します。 ②役員及び評議員の報酬等に関する規程を常備し、適切に保管します。（規程は評議員会(R6.4.27)で議決済） ③対象の評議員を変更し、当法人の職員が評議員を兼ねていることを解消します。 ④今後の実施分については、議事録作成者を含め必要事項を全て記載します。 ⑤今後の実施分については、招集通知に“目的である事項に係る議案の概要”を記載します。
社会福祉法人 ひまわり乳児保育園	一般指導監査	令和8年2月10日	役員の報酬等は定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給してください。	役員報酬は、定款に定める額の範囲内で、かつ法人の報酬等の支給基準に基づき適切に支給してまいります。
社会福祉法人 みずほ育伸会	一般指導監査	令和7年7月24日	評議員会及び理事会での決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員が存在するか否かの確認を行い、確認を行ったことが分かるようにしてください。	特別の利害関係を有する評議員が存在しないことを、履歴書と欠格事由確認書で確認をし、その旨を議事録に記載いたします。
社会福祉法人 みんなぎ	一般指導監査	令和8年1月15日	①評議員会への欠席が多い評議員が存在しています。評議員会の牽制機能を弱めないためにも、出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。 ②役員等の報酬は定款に定められた額及び報酬等の支給基準に従って支給してください。（監事及び評議員選任・解任委員） ③理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わらないようにしてください。	①安定した出席ができるよう調整いたします。 ②適正な支給を行います。 ③適切に運営いたします。
社会福祉法人 明和会	一般指導監査	令和8年2月16日	①定款に記載された内容に対し、事実が異なっています。（評議員選任・解任委員の構成員） ②役員の一部について、就任承諾書が確認できません。重任（再任）の場合を含め、選任の際は就任承諾書を徴してください。 ③評議員会及び理事会での決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員が存在するか否かの確認を行い、確認を行ったことが分かるようにしてください。 ④評議員会の招集通知に必要事項が一部記載されておりません。①目的、②目的である事項に係る議案の概要、③招集者を漏れなく記載してください。	①評議員選任・解任委員の構成員について、原状に合わせ、次回、評議員会において定款及び評議員解任選任委員会運営細則を変更致します。 ②次回役員に重任（再任）いただく場合は、もれなく全員から就任承諾書をいただくように致します。 ③開催通知の際、議案につき特別な利害関係を有する場合は申し出るよう記載し、会議開催にあたり各議案について特別な利害関係を有する理事・監事・評議員がある場合は議決に加わらないことを必ず確認致します。 ④評議員会招集通知に必要事項（①日時②目的である事項に係る議案の概要③招集者）の記載もれがないよう特に注意致します。

社会福祉法人 23 法人

法人名	実施区分	実施日	文書指導事項	回答
社会福祉法人 友和会	一般指導監査	令和8年3月2日	①評議員会への欠席が多い評議員が存在しています。評議員会の牽制機能を弱めないためにも、出席を強く求めるか開催日程に配慮するなどにより、欠席の解消に努めてください。 ②在任する評議員の人数が、定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えておりません。	①ご指摘いただきました評議員会への欠席状況につきましては、開催日程の事前調整を行うとともに、事務所参加に加えZOOMによるオンライン参加も可能にするなど、出席しやすい環境整備を進めております。 ②ご指摘を受け、定款で定める理事の員数及び存在する理事の人数を超えるよう、評議員を選任し、必要人数を満たす体制に改善いたしました。
社会福祉法人 理趣会	一般指導監査	令和7年11月25日	なし	
社会福祉法人 LEAD Care and Education Center	一般指導監査	令和7年8月20日	①理事会での決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員が存在するか否かの確認を行い、確認を行ったことが分かるようにしてください。 ②評議員会の目的である事項に係る議案の概要については、漏れなく理事会の決議により定めてください。	①理事会において、特別の利害関係を有する評議員が存在しないことは確認済みでしたが、その旨の記載が議事録より漏れておりました。 今後は、確認結果を議事録に記載するようにいたします。 ②今後の理事会において評議員会開催の議案について諮る場合、当該評議員会の開催日時、場所、議案及び議案の概要について決議を行うとともに、その旨を議事録に記載するようにいたします。